

令和2年竹田市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和2年12月7日(月) 午後2時20分～午後4時13分

2. 場 所 竹田市役所2階庁議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳、2番 山村 徹、3番 長野 幸生、4番 和田 京子、5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一、7番 首藤 徳子、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子、10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第91号 農用地利用集積計画の承認について	27件
議案第92号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	1件
議案第93号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	1件
議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	14件
議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第96号 非農地証明について	10件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第13回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、11番 工藤明秀委員、12番 釘宮恒憲委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告を受けます。

事務局

報告第21号について報告いたします。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、9件ありましたので報告します。

なお、1番、4番、6番、7番、8番の案件は、議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものでございます。5番の案件は、議案第92号 大分県農業農村振興公社への所有権移転に係る農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。

続きまして、報告第22号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの申し出が、3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第91号 農用地利用集積計画の承認について	・・・・・・・・・・・・・・・・	27件
議案第92号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社へ所有権移転	・・	1件
議案第93号 農用地利用集積計画の承認について 大分県農業農村振興公社から所有権移転	・・	1件
議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	・・・・・・・・・・・・・・・・	14件
議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	・・・・・・・・・・・・・・・・	5件
議案第96号 非農地証明について	・・・・・・・・・・・・・・・・	10件

以上、58案件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第91号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番から7番の借り手は、〇〇〇〇氏です。2番、3番、6番、7番は5年間の賃貸借、新規設定です。4番、5番は5年間の使用貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8番から12番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1年間の賃貸借、新規設定です。

15番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。

17番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。労力4人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

18番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。

20番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。

22番及び23番の借り手は、〇〇〇〇氏です。22番は5年間の賃貸借、再設定、23番は5年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

24番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

25番及び26番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

27番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第91号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第91号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第92号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第92号の1番の案件は、所有者が市外在住のため農地の管理ができず、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第92号について、事務局より説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第92号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第92号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第93号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。
議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第93号の1番の案件は、譲渡人 大分県農業農村振興公社から譲受人 ○○○○へ 申請地竹田市荻町新藤字寺原○○○○番 外7筆 田8筆 合計面積19,724平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより、公社が行う農地売買支援事業での、所有権の移転でございます。
譲受人の経営規模は、736,169平方メートルであり下限面積要件を満たします。

議長

2番 山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第93号の1番の調査報告をいたします。
譲受人の労力は3人です。そのほかに常用の男性が6名、外国人の女性就労者が今現在5名います。農機具は、トラクター7台、田植え機2台、コンバイン2台を所有し、稲作・野菜栽培中心の農家で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれています。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第93号について、担当委員による報告がありました。ご意見、質疑はございませんか。

2番 山村徹委員

一カ所だけ捕捉をします。左側の下叶野〇〇〇〇番ですが、現況は田より水路の位置が高いため、水路の水がのらないとのことで、〇〇〇〇が改修予定です。現在は、作物が植えられていません。数年前までは、大根とか野菜を作っていたそうです。

6番 佐藤博一委員

〇〇〇〇に、雇われている人は何人いますか。

2番 山村徹委員

常用の男性が6名、外国人の女性就労者が今現在5名います。入れ替わりはありますが、常時人数は確保しているそうです。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第93号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号の大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第94号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第94号の1番の案件は譲渡人 〇〇〇〇氏から譲受人 〇〇〇〇氏へ申請地の竹田市大字植木字栗元〇〇〇〇番 田1筆 面積895平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8

9, 244平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第94号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第94号の2番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字吉田字上中尾○○○○番 田1筆 面積706平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、6,830平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第94号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、管理機1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第94号の3番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字吉田字下中尾○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積3,236平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、13,198平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第94号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、管理機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第94号の4番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字今字水ノ元○○○○番 畑1筆 面積3,348平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、64,456.77平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第94号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター7台、耕運機2台、田植え機1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の5番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字志土知字藤原○○○○番 外6筆 田7筆 合計面積10,146平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、17,189.85平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3 番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3 番 長野幸生委員

議案第94号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台を所有しており、稲作栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の6番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字上坂田字座主○○○○番 外6筆 田7筆 合計面積2,325平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,672平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3 番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3 番 長野幸生委員

議案第94号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。 現在、○○○○をしています。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の7番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町恵良原字横迫○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積4,433平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,433平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1 番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番 後藤善徳委員

議案第94号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター2台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の8番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字田口○○○○番 外6筆 田6筆、畑1筆 合計面積8,901平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、16,289.77平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8 番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8 番 工藤一美委員

議案第94号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の9番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 持分2分の1 ○○○○氏 持分2分の1 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字白尾迫○○○○番 外7筆 田8筆 合計面積7,794平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、7,794平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第94号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を購入予定で、新たに畜産経営を始める農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の10番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字南○○○○番 外3筆 田4筆 合計面積5,839平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、38,533平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第94号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植え機共同で1台、コンバイン共同で1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の11番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字南○○○○番 外2筆 畑3筆 合計面積1,066平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、33,911平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5 番 佐藤隆幸委員

議案第94号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター4台、田植え機共同で1台、コンバイン共同で1台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の12番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字一谷○○○○番 田1筆 面積871平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、53,001平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5 番 佐藤隆幸委員

議案第94号の12番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、13番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の13番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字堀ノ口○○○○番 田1筆 面積2,413平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、69,976平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

1 1 番 工藤明秀委員

議案第94号の13番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、14番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第94号の14番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字堀ノ口○○○○番 外4筆 田5筆 合計面積8,990平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,489.61平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

1 1 番 工藤明秀委員

議案第94号の14番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター3台、田植え機1台を所有しており、稲作・養鶏中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

先ほど説明がありましたように、住民票は○○○○ですが、熊本県の産山村に拠点を置いて農業を営んでいます。久住町で養鶏もしています。久住町の養鶏場には、宿泊できる施設もあるそうです。

議長

只今、議案第94号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3 番 長野幸生委員

14番についてですが、養鶏は○○○○で、田は○○○○ですが因果関係はあるのですか。

1 1 番 工藤明秀委員

譲渡人の○○○○氏が久住町の知り合いを通じて、久住町で養鶏をしている人に行きついたそうです。紹介です。

3 番 長野幸生委員

養鶏場は、〇〇〇〇氏が経営しているのですか。

1 1 番 工藤明秀委員

いいえ、違います。

3 番 長野幸生委員

新規就農として、農政課が絡んでいますか。

事務局

絡んでいないです。〇〇〇〇氏が、自分の土地を売りたいということで農地の斡旋を出していて、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が買おうとしていたのですが、最終的に〇〇〇〇氏の知り合いの〇〇〇〇氏が購入するということになりました。

6 番 佐藤博一委員

9 4 号の 2 番を出してください。買った人はわかるんですが、その人が周辺の土地のどこを持っているかわからないので、集積状況がわかるよう何か印をつけることは可能ですか。

事務局

その所有者の土地に色を付けるということは、可能だと思います。検討してみます。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 9 4 号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

賛成多数でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議題第 9 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第95号の1番の案件は、申請地 竹田市大字炭竈字炭竈津留〇〇〇〇番 面積1,051平方メートルの田です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用者は、玉来ダム建設の施工業者で、近くに従業員の宿舍及び事務所を建設し、駐車場の一時転用を2カ所で行いましたが、コロナ等の影響により、工事が遅れたため平成29年12月に3年間の一時転用地である申請地を、さらに1年6ヶ月間駐車場として使用するため計画したものです。排水については、水路を通して川へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。

工事期間は、すでに駐車場となっているため必要なく、令和4年6月30日までに農地へ返す予定です。転用許可基準は、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当すると考えられます。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第95号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。ただ、駐車場のまわりが草だらけになっていますので周辺の草刈りをしてくださいというお願いをすると良いと思いました。

議長

続いて、2番から4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第95号の2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字宮尾原〇〇〇〇番 面積3,477平方メートルの畑です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。

議案第95号の3番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字弓折前〇〇〇〇番 他1筆 合計面積16,214平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。

議案第95号の4番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字柳ヶ久保〇〇〇〇番 面積3,088平方メートルの田です。この申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。転用目的は、いずれも鶏舎でございます。

申請者は、養鶏を営み、鶏舎を3カ所、従業員13名の会社で規模拡大のため、鶏舎の建設を計画したものです。

議案第95号の2番については、育成舎を2棟、議案第95号の3番には育成舎を2棟と成鶏舎を7棟、

議案第95号の4番については、すでに幼雛舎と堆肥舎が建っており、その間に新たに幼雛舎1棟を建てる計画です。雨水については、貯水池や升を作り、調整を図る計画です。尚、4番は追認になりますので、始末書が添付されています。

工事期間は、議案第95号の4番の幼雛舎を令和3年2月25日から5月31日まで、議案第95号の2番の育成舎を令和3年3月15日から6月30日まで、議案第95号の3番の育成舎と成鶏舎を令和3年4月15日から10月31日までを予定しています。

転用許可基準は、農用地区域内にある農地の「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」、第1種農地の「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設」、第2種農地の「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第95号の2番、3番、4番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

〇〇〇〇は、この地域の養鶏の元祖であり、地域のリーダーでもあります。雇用についても地元雇用がほとんどで、公害問題等もなくしっかりした経営を行っています。こういった点も考慮していただければと思っています。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第95号の5番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字白尾迫〇〇〇〇番 他2筆 合計面積2,342平方メートルの田です。

この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、畜舎、堆肥舎、パドックです。転用者は、畜産ヘルパーをしており、自分たちで畜産経営を行うため計画したものです。雨水は、既存側溝に流す計画で水利組合の承諾も得ています。

工事期間は、令和2年12月20日から令和3年2月28日までを予定しております。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

3 番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3 番 長野幸生委員

議案第 9 5 号の 5 番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第 9 5 号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 9 5 号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

賛成者多数でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議題第 9 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第 9 6 号 非農地証明について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1 番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 9 6 号の 1 番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字飛田川字瀬口○○○
○番 外 2 筆 登記地目 田 2 筆・畑 1 筆 合計面積 9 9 5 平方メートル、○○○○番は面積が狭く傾斜に
なっているため耕作に向かず、平成 1 1 年頃から農地の管理ができなくなりました。○○○○番は平成 1 1
年に竹田青果市場の店舗を建設しました。○○○○番は、平成 1 0 年頃に農機具倉庫、カボス冷蔵庫及び選
果場を作りました。現況は原野及び宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

9 番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9 番 本郷敦子委員

1 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野及び宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字玉来字綿内○○○○番 登記地目 畑1筆 面積804平方メートルは、亡き父が手作業で耕作していましたが、高齢となり平成10年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

9 番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9 番 本郷敦子委員

2 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字吉田字上中尾○○○○番 登記地目 畑1筆 面積100平方メートルは、道路拡幅の残地になった土地で面積が狭いため、平成11年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

1 番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番 後藤善徳委員

3 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の4番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字岩瀬字ヲタ○○○○番外4筆 登記地目 田4筆・畑1筆 合計面積4,962.91平方メートルは、亡き父が高齢となり耕作できなくなり、昭和40年頃クスギやスギを植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の5番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町藤渡字南○○○○番 登記地目 田1筆 面積3,236平方メートルは、平成7年から所有していましたが、平成10年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の6番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字久住字宮尾原
○○○○番 登記地目 畑1筆 面積1,748平方メートルは、獣害がひどいため平成元年頃スギを植林
しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、7番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の7番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字白丹字大山中
○○○○番 他1筆 登記地目 田2筆 合計面積369平方メートルは、ダム建設に伴い道路用地の残地
となったため面積が狭く平成11年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となってい
ます。始末書が添付されています。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

7番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。
よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、8番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第96号の8番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字白丹字大知庵
○○○○番 登記地目 畑1筆 面積1,646平方メートルは、周囲を山に囲まれ竹が侵入してくる上、
獣害がひどいため、平成11年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末

書が添付されています。

議長

3 番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3 番 長野幸生委員

8 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、9 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 9 6 号の 9 番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字栢木字高畦○
○○○番 登記地目 畑 1 筆 面積 1, 0 8 2 平方メートルは、土地が傾斜になっているため耕作に向か
ず、平成元年頃から庭木等を植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

5 番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5 番 佐藤隆幸委員

9 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、1 0 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 9 6 号の 1 0 番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字有氏字酒井
寺○○○番 登記地目 畑 1 筆 面積 8 8 9 平方メートルは、隣地に建っていた住宅が古くなったため昭
和 4 9 年頃住宅を建てました。現況は宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

5 番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5 番 佐藤隆幸委員

10 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと思われます。

議長

只今、議案第96号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第96号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第13回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

【閉会:午後4時13分】

令和2年12月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....